

地産地消「とやまの旬」応援団提案活動支援事業実施要領

第1 趣 旨

この要領は、富山県補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第21条及び地産地消「とやまの旬」応援団提案活動支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条の規定に基づき、地産地消「とやまの旬」応援団が提案する地産地消活動事業（以下「提案事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 提案事業の要件等

1 対象となる事業

県民運動としての地産地消を推進する気運の向上を図るため、生産者や地域住民と連携し、地域に根ざした形で展開される活動を実施する事業とし、以下のうち1つ以上を目的とするもの。

- (1) 農林水産物の生産・供給体制の強化を推進する事業
- (2) 県民の県産品の活用・購買気運の醸成を図る事業
- (3) 生産者と消費者の交流を促進する事業
- (4) その他、知事が適当と認める事業

2 提案事業の要件

次の要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 営利を目的としない事業であること
- (2) 国、県及び他の地方公共団体等から補助または委託を受けない事業であること
- (3) 政治活動または宗教活動を目的とした事業でないこと
- (4) すでに実施している事業でないこと

3 提案者の資格

次の要件をすべて満たす企業または団体（以下、「団体等」という。）であること

- (1) 「とやまの旬」応援団に登録している団体等であること
- (2) 自ら提案した事業を実施可能な団体等であること
- (3) 実施事業の内容、団体等の名称の公表に異議がないこと

第3 応募方法等

1 提出書類

応募に際し、提案者が提出する書類は、次のとおりとする。

書 類	様 式	部 数	提 出 期 限
活動提案書 事業計画書 団体等概要書 収支予算書	様式第1号 交付要綱に定める様式第2号 交付要綱に定める様式第3号 交付要綱に定める様式第4号	1部	事業を実施する 年度のうち別に 定める日とする

2 提出先及び提出方法

富山県農林水産部農産食品課食のブランド推進班へ持参または郵送により提出すること。なお、受付時間は、原則として、休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

第4 提案事業の採択等

1 審査及び採択

以下に掲げる項目について、富山県農林水産部において審査のうえ、予算の範囲内において採択を決定する。

項 目	内 容
目標・効果	・地産地消の気運向上が期待できること ・他の地域での実施が期待できるモデル性を持っていること
創造性	・新たなアイデアや先進的な取り組みが含まれていること ・地域の特性を活かした取り組みであること
実現性	・事業目的が明確であり的確に課題を捉えていること ・実行可能な方法、計画、予算で立案されていること ・事業計画に具体性があること
協働性	・地域の農林漁業者や住民との連携が図られていること

2 審査結果の通知及び公表

審査及び採択結果については、応募のあった団体に通知するとともに、採択された事業の概要について、県ホームページ等で公表するものとする。

第5 補助金の交付申請

事業の採択を受けた団体等は、第4第2項の通知で指示のあった日までに、交付要綱に基づき、補助金の交付を申請するものとする。

第6 事業の確認及び指導

知事は、必要に応じて、提案事業の実施状況の確認及び指導を求めることとし、

団体等は、指導があった場合は、それに従わなければならない。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 21 日から施行する。

様式第 1 号（第 3 関係）

年 月 日

富山県知事

殿

住所

団体名

代表者職・氏名

印

平成 年度地産地消「とやまの旬」応援団提案活動提案書

地産地消「とやまの旬」応援団提案活動支援事業実施要領第 3 の規定により、次の関係書類を添えて提案します。

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 団体等概要書
- 3 収支予算書
- 4 その他関係書類（事業の実施内容が具体的にわかる資料など）